

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体	活動状況
千代田区	千代田区男女平等推進区民会議	H12.5.1	要綱	ジェンダー平等推進行動計画の推進	学識経験者4名、職域及び関係団体10名、公募区民4名	年2～3回程度
中央区	中央区男女平等共同参画推進会議	R5.4.1	条例	中央区男女共同参画行動計画の改定に関する事。また、計画の進捗状況の点検及び評価に関する事。	20名以内(学識経験者、登録団体、地域団体、公募区民、行政職員)	年2回程度
港区	港区男女平等参画推進会議	H16.4.1	条例	男女平等参画の推進を図る	学識経験者3名、男女平等参画関係団体6名、公募区民6名 計15名	年4～5回程度
新宿区	新宿区男女共同参画推進会議	H16.7.15	条例	男女共同参画推進計画の実施状況を継続的に点検し、男女共同参画の推進に関する施策の方向性について検討	学識経験者3、区内関係団体5、区内事業者4、公募区民3	年3回程度
文京区	文京区男女平等参画推進会議	S54.8.1	条例	男女平等参画社会の実現	学識経験者4、区内関係団体等の構成員8、公募区民4、有識者1	年5回程度
台東区	「はばたきプラン21」推進会議	H6.7.1	条例	区における男女平等の推進	学識経験者3、男女平等推進プラザ運営委員2、職域及び関係団体8、公募区民3	年4回程度
墨田区	墨田区男女共同参画推進委員会	H18.4.1	条例	男女共同参画施策を推進するため。	学識経験者4、区民団体等9、公募区民2 計16	年4回程度
	すみだ共生社会推進センター運営委員会	R6.4.1	条例	すみだ共生社会推進センターの運営に利用者の意見を反映させるため。	学識経験者・登録団体関係者・公募区民・協力委員会委員長 計11、区職員3	年3回程度
江東区	江東区男女共同参画審議会	H16.10.29	条例	男女共同参画行動計画の推進に関する提言、男女共同参画施策に関する調査、審議	学識経験者3、区民団体等8、区民公募4 計15	年5～6回程度
品川区	—	—	—	—	—	—
目黒区	目黒区男女平等・共同参画審議会	H14.5.15	条例	男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため	学識経験者、団体推薦委員、区民公募委員(計15人以内)	年3～5回程度
大田区	大田区男女共同参画推進区民会議	H9.2.26	要綱	プランの課題解決に向け実現方策への検討を行う	学識経験者1、団体推薦委員10、公募委員3	年5回程度
世田谷区	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	H30.5.31	条例	男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため	15名以内(学識経験者:6名以内、区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員:9名以内)	審議会年2回・男女共同参画推進部会3回
渋谷区	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する会議	R6.4.1	条例	人権を尊重し差別をなくす社会の推進について調査し審議する	人権を尊重し差別をなくす社会の推進に関し優れた識見を有する者、区長が委嘱する委員12人以内	年5回程度
中野区	—	—	—	—	—	—
杉並区	杉並区男女共同参画推進区民懇談会	H11.8.1	要綱	男女共同参画関係施策について広く意見を聞くため	13(学識経験者2、地域団体等推薦6、公募区民5)	年3回程度
豊島区	豊島区男女共同参画推進会議	H15.4.1	条例	男女共同参画の推進を図る	議員4、学識経験者4、団体5、公募区民2	令和5年度:3回開催
北区	北区男女共同参画審議会	H18.10.1	条例	北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」の策定や変更、男女共同参画施策の推進	20名(学識経験者4、関係団体10、公募区民3、区議会議員2、関係行政機関1)	審議会2回、専門部会10回(令和5年度)
荒川区	荒川区男女共同参画社会推進区民会議	H23.11.1	要綱	男女共同参画社会推進計画に係る施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため	15人(学識経験者1、区民・団体等11・区職員3)	年1回
板橋区	板橋区男女平等参画審議会	H15.4.1	条例	男女平等参画社会の形成を推進するため	15名以内(学識経験者、関係団体構成員、公募区民)	令和5年度の開催はなし
練馬区	練馬区男女共同参画推進懇談会	S57.4.1	要綱	男女共同参画施策への区民意見反映のため	学識経験者4人程度、団体推薦10人程度、一般公募8人程度、国および地方公共団体の機関の職員 3人程度	全体会3回(令和5年度) 担当部会10回(令和5年度)
足立区	足立区男女共同参画推進委員会	H15.4.1	条例	行動計画策定のため調査・審議を行う。男女共同参画に関する事業の進捗状況をチェックし、区長に対して意見を述べる。	18人以内(区議会議員3人以内、学識経験者4人以内、区内関係団体の代表者9人以内、公募区民4人以内)	年6回(令和5年度)

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体	活動状況
葛飾区	葛飾区男女平等推進審議会	H16.4.1	条例	男女平等推進社会実現のため	公募区民4人、区内関係団体を代表する者8人、学識経験者3人、区長が必要と認める者2人	年1～5回程度
江戸川区	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	R4.4.1	条例	性の平等と多様性を尊重する社会の推進	委員12名以内(学識経験者2人以内、区民等10人以内)	2回開催(令和5年度)
八王子市	八王子市男女共同参画推進審議会	R5.4.1	八王子市男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進に関する重要事項を市長の諮問に応じ調査審議するため	委員8名(学識経験者、有識者、行政経験者、教育関係者、事業者、地域活動団体構成員、市民2)	年5回予定(令和6年度)
立川市	立川市男女平等参画推進審議会	S63.4.1	立川市男女平等参画基本条例	推進計画及び男女平等参画施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため	委員12(学識経験者3、関係市民団体代表5、公募市民4)	年5回(令和5年度)
武蔵野市	武蔵野市男女平等推進審議会	H29.4.1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	男女平等の推進について調査し、及び審議するため	委員12名(学識経験者や公募市民など)	年8回(令和5年度)
三鷹市	三鷹市男女平等参画審議会	H18.4.1	三鷹市男女平等参画条例	男女平等参画社会実現のため	委員14(学識経験者2、関係団体の構成員4、公的機関の職員2、市民6)	年4回(令和5年度)
青梅市	青梅市ジェンダー平等推進計画懇談会	H23.11.1	要綱	男女平等推進計画の策定および推進に関し必要な事項について、市民等の意見を反映させるため	委員5(学識経験者1、民間団体の代表者2、公募委員2名以内)	3回(令和5年度)
府中市	府中市男女共同参画推進協議会	H27.4.1	府中市附属機関の設置等に関する条例	男女共同参画のまちづくりに市民の意見を反映させるため	委員12(学識経験者4、団体代表5、公募市民3)	年7回(令和5年度)
昭島市	昭島市男女共同参画推進委員会	H10.4.30	昭島市男女共同参画推進委員会要綱	昭島市における男女共同参画にかかる施策を推進するため	学識経験者4、公募市民4	年3回(令和5年度)
調布市	調布市男女共同参画推進センター運営委員会	H17.7	要綱	調布市における男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のため、外部の視点からの意見又は助言を求めため	有識者4人、関連団体推薦3人、公募市民3人、調布市市民プラザあくろすを管理する指定管理者が推薦する者1人計11人以内	年4回(令和4年度)
町田市	町田市男女平等参画協議会	H14.6.1	要綱	男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進	学識経験者5、団体推薦2、公募市民3	年2回(令和5年度)
小金井市	小金井市男女平等推進審議会	H15.6.26	条例	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する	学識経験者5人以内、公募市民5人以内	年4回(令和5年度)
小平市	小平市男女共同参画推進審議会	H21.10.1	小平市男女共同参画推進条例	小平市男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため	市民4人以内、学識経験者4人以内、事業者又は団体の代表2人以内 計10人以内	年2回開催(令和5年度)
日野市	日野市男女平等推進委員会	H14.4.1	日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例	男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行う	学識経験者4、公募市民4、関係団体代表者2	年3回(令和5年度)
東村山市	東村山市男女共同参画推進審議会	H18.7.1	条例	東村山市男女共同参画基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため	学識経験者2、事業者等関係団体の推薦する者5、公募市民3	年3～4回程度
国分寺市	国分寺市男女平等推進委員会	H12.4.1	国分寺市男女平等推進条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	関係団体代表者3、公募市民3、学識経験者4 計10名	年6回(令和5年度)
国立市	国立市男女平等推進市民委員会	S61.4.1	条例	国立市における男女平等参画推進の施策形成について、市長の諮問に応じ審議するため	委員10人(公募市民5人、学識経験者5人)	年11回(令和5年度)
福生市	福生市男女共同参画審議会	R2.4.1	条例	市における男女共同参画社会の形成に関する取組の方針を審議するため	委員6人(学識経験者4人、公募市民2人)	令和2年度:会議4回
狛江市	狛江市男女共同参画推進委員会	H23.5.30	条例	男女共同参画に係る計画の推進、男女共同参画社会の実現に関することについて、調査審議するため	有識者2名・公募市民8名	令和5年度:会議3回

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体	活動状況
東大和市	東大和市男女共同参画推進審議会	H17.3.31	条例	男女共同参画推進計画の策定及び年次報告書の作成、その他男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため	学識経験者3名、事業者2名、公募市民8名、計13名	5回(令和5年度)
清瀬市	清瀬市男女平等推進委員会	H18.7.1	条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	識見者2名以内、一般公募6名以内、関係機関に属する者4名以内	年5回(令和5年度)
東久留米市	東久留米市男女平等推進市民会議	H8.12.25	条例	男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため。	学識経験者2名、関係行政機関推薦者2名、市職員で市長が推薦する者2名以内、公募市民4名以内	5回、ワーキンググループ3回(令和5年度)
武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会	H12.4.1	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため。	委員10人(有識者1人、団体推薦2人、公共的団体関係者1名、市長が必要と認める者1名、公募市民5人)	令和5年度:4回
多摩市	多摩市男女平等参画推進審議会	H26.1.1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	多摩市女と男がともに生きる行動計画の策定・変更の検討、行動計画の実施内容・進捗状況の評価等を行う。	委員8人(学識経験者6人、公募市民2人)	令和5年度:6回
稲城市	稲城市男女共同参画計画推進協議会	H18.4.1	稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、稲城市男女共同参画計画に基づく施策の推進を図る。	学識経験者3、市民7(10名以内)	令和5年度:年5回
羽村市	羽村市男女共同参画推進会議	H11.12.13	羽村市男女共同参画推進条例	男女共同参画施策に関する基本的・重要な事項及び充実・推進に関する事項を調査・検討し、市長に報告・提言する。	知識経験者、関係団体の構成員、市民公募委員、その他市長が必要と認める者で15人以内	令和5年度:4回
あきる野市	あきる野市男女共同参画推進市民会議	H11.3.1	要綱	男女共同参画計画を市民と協働し、円滑に推進するため	市長が委嘱する委員10人以内(市の区域内に住所を有する者又は勤務する者。うち3人以内は公募可)	令和5年度:2回
西東京市	西東京市男女平等参画推進委員会	H14.3.29	西東京市男女平等参画推進委員会条例	男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため。	学識経験者6人以内、市内関係団体の代表4人以内、公募市民5人以内	年5回程度
瑞穂町	瑞穂町男女共同参画社会推進委員会	H15.6.30	要綱	男女共同参画に係る施策の推進に関する提案及び助言をし、行動計画の進捗状況管理をする。	町長が指名する者(各種団体関係者)6人、公募による者2人	会議年4回程度
日の出町	—	—	—	—	—	—
檜原村	—	—	—	—	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	—	—
大島町	—	—	—	—	—	—
利島村	—	—	—	—	—	—
新島村	—	—	—	—	—	—
神津島村	—	—	—	—	—	—
三宅村	—	—	—	—	—	—
御蔵島村	—	—	—	—	—	—
八丈町	—	—	—	—	—	—

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体	活動状況
青ヶ島村	—	—	—	—	—	—
小笠原村	—	—	—	—	—	—
東京都	東京都男女平等参画審議会	H18.5.15	条例	行動計画、男女平等参画に関する重要事項を調査審議する	学識経験者、都議会議員、関係団体から知事が委嘱する委員25名以内	令和5年度:未設置